

9月市議会定例会議案概要説明書（追加提案）

〔 条 例 案 〕

議案第94号 多目的屋内施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例
(多目的屋内施設整備推進室)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第18条の規定に基づき、多目的屋内施設の公共施設等運営権に係る実施方針を定めるため、新たに条例を制定するもの

1 民間事業者の選定の手続

選定事業者として選定されようとする民間事業者は、申請書に業務計画を記載した書面等を添えて、市長に申請しなければならない。

市長は、条例に定める基準により、最も適切に多目的屋内施設の運営等の業務を実施することができる者を選定事業者とする。

2 運営等の基準

公共施設等運営権者は、多目的屋内施設の維持管理をし、効率的に運営しなければならない。

多目的屋内施設の運営等に必要事項は、市長と協議して定める。

3 業務の範囲

公共施設等運営権者は、多目的屋内施設を利用させることその他の業務を行う。

4 利用料金

多目的屋内施設の利用料金は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

公共施設等運営権者は、利用料金の額を定めたときは、その額を公表する。

(公布の日から施行)